甲斐市議会　まちづくり環境常任委員会　会議録

１．開　催　日　時　　令和８年７月３１日

２．招　集　場　所　　甲斐市役所委員会室Ａ

出席委員（８名）

委員長	藤　原　正　夫	副委員長	山　坂　賢　太
	河　野　みひろ		黒　崎　真　樹
	皆　川　千香子		大久保　智　勇
	山　本　　英		金　丸　　寛

欠席委員（なし）

傍聴議員（１名）

議　　長　小　澤　重　則

説明のため出席した者の職氏名

環境産業部長	大　木　　康	まちづくり振興部長	久　保　欽　一
脱炭素社会推進課長	石　原　大　助	環境森林課長	日　本　　修
建設課長	小田切　英　規	建築住宅課長	大　柴　宏　之
環境政策係長	丸　茂　貴　幸	自然環境係長	奥　山　正　広
建設総務係長	櫻　田　隆　樹	建築開発係長	小　澤　俊　和

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中　澤　一　昭	書　　記	川　口　大　貴
書　　記	圓　谷　孝　宏		

内容

１　第２次甲斐市環境基本計画の改訂について

２　甲斐市緊急銃猟対応マニュアルの策定について

３　市道路線認定について

開会　午後　１時２５分

○書記（圓谷孝宏）　ご参集大変お疲れさまです。

ただいまからまちづくり環境常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただき、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の２、委員長挨拶、藤原委員長、よろしくお願いします。

○委員長（藤原正夫）　どうもお疲れさまでございます。

本当に暑い中ですけれども続いています。

それはそうと、皆さんご存じのように九州熊本地震、本当に大変なことになっていくんじゃないかと、こんなふうに思います。私たちはこうやっているんですけれども、現地の人たちは本当に大変だなとこんなふうに感じます。亡くなられた方やいろんな方にご冥福を祈りたいと思います。そのうち、議長もおられますけれども、甲斐市議会では今回、前回ともいろんな東北地震の中にも義援金というのを議会であれしているんですけれども、そのうちにあと少しすればそんな連絡も来るんじゃなかろうかと、こんなふうに思います。

そんな中、ご冥福を祈りながら委員会をしたいと思います。よろしくお願いします。

ただいまの出席委員は８名であります。定足数に達しておりますので、これよりまちづくり環境常任委員会を開会します。

○委員長（藤原正夫）　それでは、これより次第の３、内容に入ります。

（１）第２次甲斐市環境基本計画の改訂についてを行います。

担当より説明をお願いいたします。

日本環境森林課長。

○環境森林課長（日本　修）　環境森林課から、（１）第２次甲斐市環境基本計画の改訂について説明いたします。

資料３ページをお願いいたします。

１、経緯になります。

「甲斐市環境基本計画」は、甲斐市環境基本条例第９条に基づく、市の環境の保全に関す

る施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的施策を示したもので、令和４年３月、計画期間を令和４年度から令和12年度までとする「第２次甲斐市環境基本計画」を策定し、令和８年度は、本計画の中間年度となっております。

また、甲斐市環境基本計画に基づく、木質系・食品系の未利用バイオマス資源の有効活用により、森林の再生や廃棄物の減量・資源化等の課題解決による新たな雇用創出等を目指した「甲斐市バイオマス産業都市構想」、こちらは平成27年度に策定し、令和６年度をもって計画期間を終了したところであります。

概要になりますが、（１）第２次甲斐市環境基本計画につきましては、基本施策としまして、①自然環境と生活環境の保全、②循環型社会の形成、③再生可能エネルギー推進と地域環境保全の３つの施策を推進しております。

（２）甲斐市バイオマス産業都市構想につきましては、重点プロジェクトとして、①木質バイオマス発電プロジェクト、②公共施設熱供給プロジェクト、③熱供給農業振興プロジェクト、④液肥、堆肥活用農業振興プロジェクト、こちらの４つのプロジェクトが設定しておりました。

２、現状と課題になります。

（１）第２次甲斐市環境基本計画につきましては、令和７年３月に市政運営の総合的な指針であります「第３次甲斐市総合計画」が策定されたことから、上位計画の内容と整合を図る必要があります。また、令和５年４月には「脱炭素先行地域」に認定されたことから、2030年度までに民生部門（家庭部門及び業務その他の部門）でありますが、そちらの電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを目指した計画を反映させる必要があると考えております。

４ページお願いいたします。

（２）甲斐市バイオマス産業都市構想につきましては、現行計画の計画期間は終了いたしましたが、令和５年11月に甲斐双葉発電所が本格稼働するとともに、食品系バイオマスの活用などバイオマス産業都市の実現に向けた各種事業が継続することや農林水産省からの奨励等を踏まえ、環境基本計画の改訂に合わせて次期計画を策定する方針といたしました。

３、計画の改訂になります。

以上のことから、次期甲斐市バイオマス産業都市構想の策定の趣旨を踏まえた「第２次甲斐市環境基本計画」の改訂版を策定する予定であります。策定に当たりましては庁内及び県等の関係機関と協議を行い、甲斐市環境審議会において審議していく予定であります。

４、主な改訂内容になります。

こちらは３つあります。

（１）現在の社会情勢の変化を踏まえ、今後取り組むべき施策などの反映、（２）脱炭素先行地域計画の反映、（３）バイオマス産業都市構想の反映。

①としまして、低温帯熱利用によるプロジェクト推進、②未利用材の活用推進、③食品系バイオマスの活用方針の検討等があり、こちらを改訂しまして、今後取り組むべき施策などに反映していく予定であります。

最後に、５、今後の予定になります。

令和８年８月、関係機関と協議を行い、環境審議会を開催していく予定です。

11月、パブリックコメントの実施。

令和９年１月、まちづくり環境常任委員会報告。

３月、第２次甲斐市環境基本計画改訂版の公表を行っていく予定であります。

以上、第２次甲斐市環境基本計画の改訂についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤原正夫）　ご苦労さまです。

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ここで委員並びに職員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔明瞭にしていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、質疑等がありましたらお願いをいたします。

黒崎委員。

○委員（黒崎真樹）　説明ありがとうございました。

ちょっと私、今年から入ったので、まずは平成27年から行われた甲斐市バイオマス産業都市構想、10年間行われたと思うんですが、これの目的と達成度、いわゆる総括としてどんな感じになっていたのかを教えてください。

○委員長（藤原正夫）　一遍にあれしないで、先に目的とか達成、評価はちょっと今分からんとしても、１つずつ答えたらどうですか。

じゃ、いいですか。

大木環境産業部長。

○環境産業部長（大木　康）　まず、このバイオマス産業都市構想の策定の経過でございます

けれども、市の廃棄物系のバイオマスといいますと生ごみとか廃油、あとは未利用材ということで山林の間伐材などの木質バイオマス、そういったものを活用いたしまして地域の活性化と新たな産業づくりの展開、それと自立分散型エネルギーシステム導入による災害に強いまちづくり、あるいは資源の有効活用による地球温暖化防止、循環型社会の構築を目指しまして平成27年にこのバイオマス産業都市構想を策定いたしまして、同年に農林水産省からこのバイオマス産業都市の認定を受けたところであります。

この背景には、ちょうどこの木質バイオマスの発電所を誘致しているといった経過がありまして、そういったことがこういった先進的な都市の実現を目指してこういったものを策定いたしまして農林水産省からその認定を受けたといった内容でございます。

この計画の中には、大きく３つのプロジェクトがございまして、１つがバイオマス活用による地域活性化と新たな産業づくりの横展開ということで、こちらにつきましては、甲斐双葉の発電所ができましたのでそういったものについては達成をしております。

２つ目といたしましては、自立分散型エネルギーシステム導入による災害に強いまちづくりということで、こちらにつきましては、今現在、脱炭素の先行地域の計画において様々な事業を展開しておりますが、今年度の事業の中で双葉体育館にＶ２Ｘのシステムを導入するといったこともありますので、そういったものは事業が継続中でございます。

３つ目のプロジェクトといたしまして、資源の有効活用による地球温暖化防止、循環型社会の構築ということで、学校給食の残渣を活用した液肥、堆肥をちょうど玉幡中学校の北側にあります木質バイオマスセンターというところで生成をしております。そういったものを市民の皆様に活用していただきたいということで、そういった事業のほうを行ってきたところでございます。

特に達成度といった数値目標的なものはこの計画は定めておりませんで、各プロジェクトの実行ということの中でこの計画を進めてまいりましたということでご理解のほうお願いいたします。

○委員長（藤原正夫）　黒崎委員。

○委員（黒崎真樹）　まず、私も双葉地区に住んではいるんですけれども、バイオマス発電自体はもうできたのは分かるんですけれども、ここでは産業都市という名前を打っていて、地元の人からもそれができたことによって大きなメリットだとか人が集まる場が増えただとかそういった話は聞かないんですけれども、その産業都市といういわゆる地域、できれば近隣地域の活性化というのがまずはひとつ大きな課題だと思うんですが、そういったものについ

ては何かされていたんでしょうか。

○委員長（藤原正夫）　大木環境産業部長。

○環境産業部長（大木　康）　この産業都市の趣旨でございますけれども、当時の策定の経過において産業都市の中身というのは雇用を主に中心に産業都市ということで捉えておりまして、例えば甲斐双葉発電所に市内の方を雇用していただく、玉幡中学校の北側にありますバイオマスセンターでも新たにそういったセンターを開設したことによって雇用が生まれたと、そういったようなこと等を目的に当初は産業都市というような趣旨で構想を掲げたということになっております。

○委員長（藤原正夫）　黒崎委員。

○委員（黒崎真樹）　雇用に関しては、一般的にはいわゆる工場でも何でも造れば雇用は生まれるので、それをもってして産業都市とか地域活性化というのは非常に弱いかなというふうに思います。

これから第２次に入る上で、地域活性化を考えた場合に、１つは燃料となるものをどう確保していくか、できればそれがまずは一番地域住民だとかそこら辺からも、もっと言うならば甲斐市全体から集めるような形になれば甲斐市全体の活性化という形にはなると思うんですが、燃料に関しては今どんなものが使用できるのでしょうか。

○委員長（藤原正夫）　日本環境森林課長。

○環境森林課長（日本　修）　今、双葉のほうにバイオマス発電所がありまして、そちらの燃料、木材を燃やすことによって電力を発生しまして、それを供給しているのが燃料の基というか。

木材は、県内外から集めまして業者のほうで選定して集めているところで、木材を原料としております。

○委員長（藤原正夫）　黒崎委員。

○委員（黒崎真樹）　木材ということは、いわゆる木であれば、乾燥した木には多分なるとは思うんですが、もし木とか枝ですか、枝になるとは思うんですが、もし枝とかでいうのであれば、結構家庭でも木の伐採なんかしたときに出る枝なんかがよくあって、よくうちのところなんかでも有価物か何かのときにまとめて出されている場合があるんですけれども、例えば今資源物の回収ボックスのところにその材料となるものを入れることができるとか、いわゆるできれば甲斐市全体から材料となる本来捨てるものを集めるような仕組みだとか、それを実際にバイオマスで利用できますよとかそういうふうな形でのアピールなんていうのは可

能なのでしょうか。

○委員長（藤原正夫）　日本環境森林課長。

○環境森林課長（日本　修）　一般家庭から出ます剪定枝につきましては、今玉幡中学校のほうに剪定枝処分場がありまして、市民の方ですと大きさが２メートル以下、幹が５センチ以下であればそちらで処分もしている状態であります。

○委員長（藤原正夫）　じゃ、大木環境産業部長。

○環境産業部長（大木　康）　この甲斐双葉発電所の燃料なんですけれども、大きく２つに分けて、未利用の木質バイオマスというものと一般木質バイオマスがございます。

未利用木質バイオマスというのは、いわゆる山林の間伐材とかそういったものです。

もう一つが、今、委員さんがおっしゃいました一般木質バイオマスが端材とかあとは河川に流れてくる流木とか、あとは剪定材、そういったものになります。

こちら、発電所に持ち込むにはこのバイオマス証明といった、いわゆるどこからこれが出てきたのかという証明書をつける必要がございまして、なかなか一般の家庭から出てきたものを例えばそれを証明して市で出すということは今難しい状況になっておりまして、市で行っているのは例えば、今現在、篠原公園で公園整備事業を行っておりますけれども、あそこにはかなりの木がありまして、そういったものを例えば伐採したときにはそういったものを発電所に持ち込んで、それは市の公共施設から発生したものですので市がバイオマス証明というものを発行できることになります。

そういったものを出したり、あるいはそういった公共施設とかで発生したものについては発電所に持ち込めるんですけれども、一般の方がそれを持ち込むとなるとちょっと今現在の発電所のシステムだとハードルが高いというか、証明書が発行できないというところがございまして、なかなか実現には至っていないところがございます。

○委員長（藤原正夫）　よろしいですか。

私のほうから付け加えると、黒崎委員の言うことはよく分かります。

やはり火力が強いので、温度が上がるためにはやっぱりとった木を燃やすんじゃなくてチップにするわけですよね。１回加工するということ。小さい剪定枝ではもう本当に何秒くらいで燃えてしまうということでそれはそれで、今、部長が説明したようにそういうのは玉幡のほうに持っていって、あそこはっきり言えば大きなものというような単純に言えば理解してもらえればいいと思います。

ほかありますか。

黒崎委員。

○委員（黒崎真樹）　そのあたりは、多分そんなに住民には周知されていない内容ですし、そのあたりは証明書のところというのもあるとは思うんですが、できるだけ柔軟にもう少しいろんなところから集められる仕組みだとかこういう木なら大丈夫ですよというところを、やっぱり持ち込むって結構大変なので、そこら辺の仕組みを少し考えていったらいいかなと思います。

あと、私、そこのバイオマスのところには近くで、近くは通るんですが行ったことはないんですけれども、一般的にはそういうものができたときに見学コースとかそういったものを設定しているんですけれども、そういう見学コースとかそういういわゆる一般で申し込むとそこがちゃんと見られますよというような内容の取組はあるんでしょうか。

○委員長（藤原正夫）　日本課長。

○環境森林課長（日本　修）　今ありますバイオマス発電所につきましては、議員さんとかインターンシップ、また社会教育団体等の視察受入れは行っております。

例えば、令和６年度を見ると８団体、７年度は３団体、今年度は４団体を受け付けております。

○委員長（藤原正夫）　黒崎委員。

○委員（黒崎真樹）　今の話だと、いわゆるインターネットから一般的に申し込んで誰でも見られるという形の受入れはしていないというような解釈だと思うんですが、そういったものも少しずつオープンにしていったほうが、やっぱり皆さんに周知できるかなと思います。

あともう一つは、燃料をどうするかという問題と、あとそこで生まれた熱利用、そこら辺をどうするかというところがあるんですけれども、具体的に熱利用で考えていることがあれば教えてください。

○委員長（藤原正夫）　石原脱炭素社会推進課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助）　脱炭素先行地域のエリアにもバイオマス発電所のエリアがなっていますので、令和６年11月に公共施設への熱供給は事業化しないということで報告をさせていただきましたけれども、低温帯の熱の利用の可能性はございますので、今、農業を行うということで１件公民連携デスクのほうから提案がありましたエビの種苗プロジェクトということで、今、協議を進めているところでございます。

○委員長（藤原正夫）　黒崎委員。

○委員（黒崎真樹）　高温帯の熱利用というのも非常にもったいない話だと思うんですが、一

般的に考えれば一番いいのはやはり温浴系の施設の熱利用が一般的かなと思うんですが、多分今協議中だとは思うんですが、近くにある百楽泉、これが平成４年で造られたので実際もう34年経過をしているいわゆる旧双葉町で造られたものなんですけれども、それとコラボして新しく設置していくお考えだとか方向性は検討はないんでしょうか。

○委員長（藤原正夫）　石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助）　熱利用に関しましては、採算性が取れませんのでもう事業化しないということで方向性は出しているところであります。

別に代わる設備導入、再エネ設備だとか省エネ設備の設備導入は行いたいとは思っているところでございます。

○委員長（藤原正夫）　大木環境産業部長。

○環境産業部長（大木　康）　今の黒崎委員のご質問ですけれども、もともとこのバイオマス産業都市構想の重点プロジェクトの一つにこの熱供給農業振興プロジェクトといったものがございまして、内容につきましてはそういった高温帯を含めた熱源を別の産業に活用するといった内容で、これを長い間かけて市のほうでも検討してまいりました。

その結果、いろいろ採算性を含めた中でこの実現にはちょっと難しいんではないかということの中で、高温帯についてはこれは実施しないということで最終的に市のほうで方向性を出しまして、それは議会のほうに報告をさせていただきました。

その代わりというわけではないんですけれども、低温帯の熱利用ということでそれに代わるものといたしましてちょっと温度が30度強ぐらいなんですけれども、そういったものを活用して何かできないかということの中で、そちらにつきましては先ほど担当課長から説明ありましたとおり水産業含めた中で今後活用方法を検討してまいりたいといった内容でございます。

○委員長（藤原正夫）　黒崎委員。

○委員（黒崎真樹）　バイオマスを中心とした都市構想を考えるんであれば、少なからず人が集まれるようなものをそこに設置しない限り地域住民にはそれほど大きなメリットはないと思われます。

双葉地区は、今唯一甲斐市の中で人口が増えているところですので、そこにもし何か目玉になるような人を集客するようなものがあれば、実際に運営だけで採算が取れないというのはあると思うんですが、基本的には温浴施設はお金を取れる施設ですので、運営の仕方によっては全く採算が取れないとは思えないし、そもそもある程度の施設はもともと採算が取れ

ないところも多いので、ある意味甲斐市の住民を増やすという目的、いわゆる都市、そこに一つの都市、人の集まる場所をつくるという構想的には、農業のところの支援をしたりそれだけでは人はほとんど集まらないので、やっぱり何かもう少し考えていく必要性がある。

いずれにしても、百楽泉は……

○委員長（藤原正夫）　黒崎委員、ちょっとまとめてお願いしたい。一問一答ですから。よろしいですか。だから、今言っている都市構想、だから今度あと利用価値についてはどうとかということを。お願いします。

○委員（黒崎真樹）　すみません。

百楽泉に関してはまだ決まっていないので、そのあたりはもう少し方向性を見極めながらリンクさせてもいいのかなとは思います。

これは私の意見です。

以上です。

○委員長（藤原正夫）　ちょっと待ってください。

もうかなり濃い質問で、できれば私としては委員長としての立場で言うんですけれども、こんないい質問を投げかけてあれですけれども、一般質問でもやってもらえれば最高にいいあれだと思いますけれども、またこんなふうに考えておいてください。よろしいですね。

ほかにございますか。

山本委員。

○委員（山本　英）　すみません、３ページの液肥、堆肥活用農業方針、促進とか、このプロジェクトというのは、先ほど場所、西八幡でしたっけ、どこかでやっているとあったんですけれども、どのぐらいの量を取ってどこで活用していたのか。

○委員長（藤原正夫）　丸茂環境政策係長。

○環境政策係長（丸茂貴幸）　こちらの甲斐市のバイオマスセンターですけれども、玉幡中学校の北側にございますところの場所で行っております。そこで、小・中学校から出る給食であったり保育園の給食とか給食センターからの食物残渣をそのまま液肥及び堆肥によみがえらせるようなプロジェクトとして組み込んでおります。

ですので、週、毎日食品のほうの給食センターから出てきた容量をそのまま運び込むんですけれども、年間で５万1,000キログラムの食品残渣を回収しているところでございます。

○委員長（藤原正夫）　山本委員。

ちょっと待ってください。

丸茂課長。

○環境政策係長（丸茂貴幸）　すみません、追加で。

液肥、堆肥に関しては、ペットボトルなり、ポリタンクとかを持って来ていただくことによりまして、一般の方また農業の活性剤として今使用することができますので、そういった方々がご利用で持って行くことができます。無料で配布をしております。

○委員長（藤原正夫）　山本委員。

○委員（山本　英）　じゃあ、個人的にとりに行く、例えば八幡芋とか赤坂トマトとかそういうふうにやっているところにこちらから使ってくださいと言っているわけではなく、来た人だけにペットボトルか何かに入れて渡しているということですか。

○委員長（藤原正夫）　日本課長。

○環境森林課長（日本　修）　そちらの液肥の無料配布につきましては、今のところ載せているのが広報紙とかウェブサイトのほうに掲載しておりまして、時間帯、毎週月曜日、金曜日８時から11時半とか水曜日11時から４時半までというような内容につきましては、そちらのほうに掲載して住民のほうに呼びかけております。

○委員長（藤原正夫）　山本委員。

○委員（山本　英）　まずそこで周知して、基本的には個人というか農家さんとかになるべく使ってもらっているわけではないということでよろしいでしょうか。

○委員長（藤原正夫）　丸茂環境政策係長。

○環境政策係長（丸茂貴幸）　大体農家の方が多いんですけれども、そういったボトルで持って行ったり、また農林高校とかにお話をさせていただいていかがですかというような告知とかはさせていただいているところでございます。

○委員長（藤原正夫）　山本委員。

○委員（山本　英）　じゃ、すみません、今回の改正内容のところに入っていないんですけれども、これもまたさらにずっと続けていくということでよろしいでしょうか。

○委員長（藤原正夫）　丸茂課長。

○環境政策係長（丸茂貴幸）　バイオマス産業都市構想の中のプロジェクトの中にも、液肥、堆肥活用の農業振興プロジェクトございますので、食品系バイオマスの活用方針のほう検討しながら改訂のほうに入れていきたいと思っております。

○委員長（藤原正夫）　よろしいですか。

ほかにございますか。

金丸委員。

○委員（金丸　寛）　バイオマス産業都市構想の③熱供給農業振興プロジェクト、これに関しては、当初、木質バイオマス、あの施設が出るときに相当ばら色の農業活用と、この温水、排熱、これを当局も業者も打ち上げたと我々は記憶しています。

そういったことを基に我々は、じゃ活用といいますか地域活性化にもつながると、農業振興にもつながると、これはいいんじゃないかなというような意味合いは我々は賛成した経緯があると思うんですよ。

それが、なかなか排熱の配管も何も当初から何の計画もなく、ただそういうばら色のお話をするだけで、今になって何らそのもちろん配管の準備も何もないでしょうし、それから結論としてエビの養殖ということに行き着いたというようなお話なんですが、あの地域で農業をやっている、ネギの栽培とかいろいろ当初私も質問した記憶があるんですが、そういった温室ハウスの苗作りとかそういったものに有効活用ができるんじゃないかというようなことを訴えてきたんですが、それも立ち消えというようなことで、結局今のエビ養殖ということに方向性は決まったとおっしゃいますけれども、まだまだ農業に対する活用というところをもうちょっと工夫して納得いく政策といいますかプロジェクトの方向性、これを出していただかないとなかなか、当初からそういった経緯を聞いている者にとっては理解し難いというところがありますので、ぜひ再考といいますかもっと掘り下げたところで本当にできないのかどうかというところまで突き詰めて考えていただきたい、そういった方向性を打ち出してぜひ再検討といいますか再考を促しておきたいと思います。

希望です。要望しておきます。

○委員長（藤原正夫）　要望、希望だそうですけれども、よろしいですか。

じゃ、大木環境産業部長。

○環境産業部長（大木　康）　今、要望いただきましたけれども、当時、このバイオマス産業都市構想というのは、当時、平成27年でございますけれども、そういったいろいろ木質バイオマスを使って発電所を核にいろんな事業に横展開をしていくといった構想でございました。

それを実行していく中で、どうしても事業として成立するもの、できないものといったものがございます。当然、担当のほうもこれは何とか実現すべくいろんな検討を重ねてきた中で、最終的には大きな理由の一つとして採算性の問題が上げられた中で断念をせざるを得ないといったことの中で、この高温帯を活用した熱利用についてはこれは議会のほうにも正式

に断念をさせていただくといったことで市の考えのほうはお伝えをさせていただいております。

しかしながら、今回の改訂のポイントの一つでもありますけれども、低温帯につきましては、先ほど言いました水産業への利用を含めて何とか有効な利活用ができないかということで市のほうでもこれは引き続き検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（藤原正夫）　ほかにございますか。

大久保委員。

○委員（大久保智勇）　１つだけ教えていただきたいんですけれども、４ページの４項の（２）脱炭素先行地域計画の反映とありまして、先行地域というのは先日ご説明いただいた10か所というふうに理解するんですけれども、バイオマス産業と先行地域への反映というのは具体的に何かあるんでしょうか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員長（藤原正夫）　石原脱炭素社会推進課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助）　この第２次環境基本計画が策定されたのが令和４年３月でして、先行地域選定されたのが令和５年４月ですので、この環境基本計画後に脱炭素先行地域に選定をされましたので、脱炭素先行地域につきましては、交付金は令和10年度、計画期間は令和12年度となっておりますので、この第２次環境基本計画の計画期間にも合致している面もあります。

それで、今回改訂に合わせましてこれまで掲載をしていない脱炭素先行地域の計画もこの計画に盛り込んで改訂をするというような内容でございます。

○委員長（藤原正夫）　よろしいですか。

○委員（大久保智勇）　大丈夫です。

○委員長（藤原正夫）　ほかにございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫）　ないようですので、以上で質疑を終了します。

以上で第２次甲斐市環境基本計画の改訂についてを終了します。

ここで暫時休憩し、職員の一部が退室します。

休憩　午後　２時００分

再開　午後　２時０１分

○委員長（藤原正夫）　会議を再開します。

次に、（２）甲斐市緊急銃猟対応マニュアルの策定についてを行います。

担当より説明をお願いします。

日本環境森林課長。

○環境森林課長（日本　修）　続きまして、環境森林課から（２）甲斐市緊急銃猟対応マニュアルの策定について説明いたします。

資料５ページをお願いいたします。

１、経緯になります。

近年、熊の出没や被害が増加傾向にある中、環境省は、令和７年９月に人の日常生活圏に危険鳥獣が出没した場合、安全確保等の措置を十分に講じた上で、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲等が可能となる緊急銃猟制度を創設いたしました。

また、山梨県では、市町村における緊急銃猟の備えを支援するため、令和８年３月、「緊急銃猟対応マニュアル」を策定し、本市でも警察、消防等の各関係機関と協議を行い、また、関係部署の協力も必要となることから、関係課からの意見集約をし、「甲斐市緊急銃猟対応マニュアル」を７月に策定したところです。

２、マニュアル及び緊急銃猟の概要になります。

本マニュアルは、甲斐市における緊急銃猟の実施に備え、甲斐市の実情に即した具体的な役割分担や連絡体制の構築、実施手順の整理を行い、緊急時における迅速な意思決定と現場での安全かつ的確な捕獲等の対応を確保することを目的としております。

なお、緊急銃猟につきましては、人の日常生活圏に熊等の危険鳥獣が出没した場合、一定の条件を満たした場合、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲等ができる制度であります。

緊急銃猟実施の４つの条件になりますが、（１）危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入またはそのおそれが高いこと、（２）人の生命または身体に対する危害を防止するため、緊急の対応が必要であること、（３）銃以外の方法では、迅速な捕獲が困難であること、（４）銃猟による人への危害のおそれがないことが条件となっております。

続きまして、別冊の甲斐市緊急銃猟対応マニュアルをご覧ください。

こちらのほうでポイントと構成のみをかいつまんで説明いたします。

２ページ下段の図をご覧ください。

先ほど説明いたしました人の日常生活圏とは、人が生計を立て、ふだん活動する過程で行動する範囲を指し、住居集合地域等よりも広い定義となります。例えば、住居や広場、生活用道路、商業施設、農地、倉庫、畜舎、ビニールハウスその他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれます。

続きまして、３ページ、４ページの第１章、緊急銃猟に備えた平時における事前準備では、対応体制の確保、備品の確保等が記載されております。

５ページから11ページの第２章、クマ等の緊急銃猟時の対応では、緊急銃猟を実施する際の流れと具体的な対応手順を示しております。

12ページから第３章、別紙（参考様式）となりますが、緊急銃猟を実施する際の役割分担、連絡体制、関係者一覧等が記載しております。

20ページのほうをご覧ください。

（別紙５）対応判断フローとなります。

熊の出没・通報から人の日常生活圏に熊等が侵入し人的被害の発生、または人的被害リスクがある場合は、対策本部を設置し、銃猟によって人の生命・身体に危害が及ぶおそれがない場合、緊急銃猟に該当いたします。

31ページのほうをご覧ください。

緊急銃猟を実施する場合、市で対策本部を設置するため、対策本部の内容が記載してあります（別紙10）甲斐市緊急銃猟実施対策本部設置要綱要綱を掲載してあります。

すみません、再度、常任委員会資料の５ページのほうに戻っていただきます。

３、甲斐市鳥獣被害対策実施隊設置要綱の改正等になります。

猟友会の鳥獣被害対策実施隊が捕獲者であるため、既存の「甲斐市鳥獣被害対策実施隊設置要綱」の業務内容に「緊急銃猟業務」、「報酬の支給」等の内容を追加し、要綱の一部を改正するとともに、市長をトップとしました全部局長等で構成する対策本部を設置するため、先ほどのマニュアルにも掲載してあります「甲斐市緊急銃猟実施対策本部設置要綱」を新たに制定いたしました。

報酬につきましては、危険かつ高度な任務であることから、他市を参考にしまして１人につき３万2,000円とし、緊急銃猟１回当たり、原則として５人以内の隊員で行うものとする予定であります。

以上につきまして、甲斐市緊急銃猟対応マニュアルの策定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤原正夫）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑等がありましたらお願いをいたします。

山坂副委員長。

○委員（山坂賢太）　マニュアル及び緊急銃猟の概要ですけれども、令和８年３月、県のほうで策定ということなんですけれども、北杜市のほうでは北杜市のこういったマニュアルがあったかと思うんですけれども、甲斐市近隣の他の市町村での状況はいかがでしょうか。マニュアル策定の状況はいかがでしょうか。

○委員長（藤原正夫）　奥山自然環境係長。

○自然環境係長（奥山正広）　お答えいたします。

令和８年６月30日現在、県内27市町村のうち７市町村が策定済みとなっております。

策定済みの市町村は、甲府市、韮崎市、北杜市、笛吹市、甲州市、身延町、富士河口湖町であります。

以上です。

○委員長（藤原正夫）　山坂副委員長。

○委員（山坂賢太）　ありがとうございます。

あともう１点、最後の報酬なんですけれども、これ他市を参考に１人につき３万2,000円とうたってありますけれども、これは他市の状況と比べてどのくらいの、答えられる感じで大丈夫です。

○委員長（藤原正夫）　奥山係長。

○自然環境係長（奥山正広）　こちらにつきましては、４月末現在、県内12市のうち規定がありました甲府市、韮崎市、北杜市、笛吹市、甲州市の規定を参考に、報酬の額を参考にいたしまして、それぞれの報酬額の平均で３万2,000円ということで今回本市のほうは規定をさせていただきました。

○委員長（藤原正夫）　よろしいですか。

ほかにございますか。

大久保委員。

○委員（大久保智勇）　熊の出没ということで対策が必要なのはよく分かりまして、内容的に

も理解はできるんですけれども、そもそもこの文化が私にはなくて、猟友会が対応してくださっているという理解で話しますけれども、峡中地区の猟友会というのが何かあるように聞いています。甲府、甲斐、中央、昭和、南アルプスの５市でできていると。

甲斐市自体で捕獲者、要するに資格を持った方というのは何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○委員長（藤原正夫）　奥山係長。

○自然環境係長（奥山正広）　今年度の本市の実施隊の人数につきましては、62人となっております。

以上です。

○委員長（藤原正夫）　大久保委員。

○委員（大久保智勇）　思っていたより多いんでびっくりしました。

62人ということで、多分対象になるのは双葉とか敷島の奥というところが、その銃猟を使って捕獲するというところになると思うんですけれども、その連絡体制とかというのはもう会長さんみたいなのが、甲斐市には会はないというふうに理解しているんですけれども、その連絡体制とかあるいは協力体制というのは現状どんなふうになっているんですか。

○委員長（藤原正夫）　奥山係長。

○自然環境係長（奥山正広）　現在、それぞれ竜王、敷島、双葉の分会がございますので、出没した分会長のほうにまずは一報することになっております。

以上です。

○委員長（藤原正夫）　大久保委員。

○委員（大久保智勇）　ありがとうございます。

３つに分かれているということですね。理解しました。

あともう一つ、具体的に何か被害というのは最近の事例であったかどうか、もしあればお聞きしておきたいです。

○委員長（藤原正夫）　熊以外。

○委員（大久保智勇）　そうですね。もちろん熊以外の鳥獣による被害です。

○委員長（藤原正夫）　奥山係長。

○自然環境係長（奥山正広）　現在のところ、今年度の熊の目撃情報は市内には１件もございませんでした。

昨年度につきましては、本市では６件の目撃情報がございまして、特に熊の被害というの

は、熊については被害はございません。

以上です。

○委員長（藤原正夫）　大久保委員。

○委員（大久保智勇）　ありがとうございました。勉強になりました。

○委員長（藤原正夫）　よろしいですか。

ほかにございますか。

黒崎委員。

○委員（黒崎真樹）　確認ですが、報酬に関して３万2,000円、１回につきという形なんですけれども、これというのは例えば１時間で終わった場合でも３日でやった場合でも１週間でやった場合でも金額は一律ということでよろしいですか。

○委員長（藤原正夫）　奥山係長。

○自然環境係長（奥山正広）　そのとおりでございます。１回につき１人につき３万2,000円となっております。

以上です。

○委員長（藤原正夫）　黒崎委員。

○委員（黒崎真樹）　あと、隊員の５人以内の設定というのは、これは何人でやるとか誰が行くとかというのは誰がどのように決定するのでしょうか。

○委員長（藤原正夫）　奥山係長。

○自然環境係長（奥山正広）　こちらにつきましては、捕獲者を実施隊で２名、捕獲者をサポートする方を自治体で２から３名というふうに市のほうでは予定をしております。

以上です。

○委員長（藤原正夫）　黒崎委員。

○委員（黒崎真樹）　構成は分かるんですが、実際に誰に行ってもらうとかそこら辺をやっぱりかなり迅速に決定しなきゃいけないと思うんですけれども、誰が行ってくださいという指示を判断して出されるんでしょうか。

○委員長（藤原正夫）　奥山係長。

○自然環境係長（奥山正広）　先ほど申しました、一応出没した地区の分会長にまずは連絡をいたしまして、分会長のほうでそのときに実施できる方を招集していただく予定となっております。

以上です。

○委員長（藤原正夫）　よろしいですか。

ほかにございますか。

よろしいですね。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫）　なければ、これで委員の質疑を終了します。

以上で甲斐市緊急銃猟対応マニュアルの策定についてを終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩　午後　２時１５分

再開　午後　２時１６分

○委員長（藤原正夫）　会議を再開します。

次に、（３）市道路線認定についてを行います。

本件は、事前に担当職員が現地の様子を録画してきた映像がありますので、担当からの説明の後、１路線ずつモニター画面に映像を流し、質疑を行います。

今回は、３路線となります。

それでは、担当より説明をお願いいたします。

小田切建設課長。

○建設課長（小田切英規）　お疲れさまでございます。

それでは、建設課から（３）市道路線認定についてご説明させていただきます。

委員会資料６ページをお願いいたします。

位置図につきましては、７ページから12ページをお願いいたします。

市道路線認定につきましては、道路法第８条第２項の規定により９月定例市議会において路線認定の提案を予定しているところでございますが、提案させていただく路線のうち３路線について本日の常任委員会にて録画映像による現地確認をお願いするものであります。

本日確認をお願いいたします市道路線につきましては、委員会資料６ページの路線番号431、路線名、大無垢宅造８号線、路線番号432、路線名、池久保宅造８号線、路線番号696、路線名、東冷間宅造２号線の３路線であります。

この３路線につきましては、いずれも宅地分譲に伴う開発区域内の道路であります。

なお、詳細につきましては、現地の映像をご覧いただきながら担当から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（藤原正夫）　説明が終わりました。

質疑については、現地の映像を見た後行いますのでご承知おきをください。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩　午後　２時１９分

再開　午後　２時２８分

○委員長（藤原正夫）　会議を再開します。

これより質疑に入ります。

それでは、現地の映像等を踏まえ、委員より質疑等がありましたらお願いをいたします。

黒崎委員。

○委員（黒崎真樹）　ポイント９から奥まって奥に行く道があると思うんですけれども、これは向こうから申請がないのかもともとこういうつくりだと市道にできないのか、教えてください。

○委員長（藤原正夫）　小澤建築開発係長。

○建築開発係長（小澤俊和）　お答えいたします。

今ご指摘いただきました場所につきましては、奥の土地への敷地延長になりますので、こちらは１区画のための敷地延長になるために市道には認定はできないということになります。

以上です。

○委員長（藤原正夫）　よろしいですか。

ほかにございますか。

よろしいですね。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫）　なければ、委員の質疑を終了します。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩　午後　２時３０分

再開　午後　２時３６分

○委員長（藤原正夫）　会議を再開します。

これより質疑に入ります。

現地の映像等を踏まえ、委員より質疑等がありましたらお願いをいたします。

黒崎委員。

○委員（黒崎真樹）　ちょっと認定とは関係ないんですけれども、ちょっと私も素人で教えていただきたいんですが、市道の場合にはここはもう市道であれば制限速度は普通30キロで一律でよろしいでしょうか。

○委員長（藤原正夫）　小田切課長。

○建設課長（小田切英規）　道路交通法の改正に伴いまして、生活道路はたしか30キロと制限をされたと思いますので、一般的に30キロ、標識が出ていなければ30キロと認識しております。

○委員長（藤原正夫）　黒崎委員。

○委員（黒崎真樹）　もう一つちょっと教えていただきたいんですが、ここも３か所奥まった家のところに行くところの道路みたいなのがあるんですけれども、私もこういったところ、認識で分からないんですが、市道ではない場所になるのでここは誰の道路になって、それを誰が税金を払っているのかと、分かる範囲で結構です。

○委員長（藤原正夫）　小澤建築開発係長。

○建築開発係長（小澤俊和）　お答えいたします。

敷地延長はそれぞれ基本的にはその奥の住宅の所有者の名義になります。

ちょっと税金のほうまでは私承知していませんけれども、基本的にはその方の名義になるかと思います。

以上です。

○委員長（藤原正夫）　黒崎委員。

○委員（黒崎真樹）　例えば、ここであると２つの家のほうに奥に行く道になっていると思うんですけれども、これ、じゃあ半々でそれぞれの人たちが、ここでも土地を買っているわけじゃない、道は道だけれどもこの人たちが税金をお支払いするという形になっているんでしょうか。

○委員長（藤原正夫）　小澤係長。

○建築開発係長（小澤俊和）　それぞれ奥の所有者の方がそれぞれ購入されていることになります。個人の名義の土地になります。

以上です。

○委員長（藤原正夫）　ほかにございますか。

大久保委員。

○委員（大久保智勇）　この区画エリア、入口と出口が別々ですごくいいと思うんですけれども、この前の大無垢地区というのは出口が１か所じゃないですか。出口と入口が。これって何か決まりみたいなのはあるんですか。

○委員長（藤原正夫）　小澤係長。

○建築開発係長（小澤俊和）　お答えいたします。

それぞれの道路形態につきましては、まず事業者のほうで提案といいますか申請内容を提示してきます。その中で入口と出口を分けるなどは先方のほうでの計画に基づくものでして、市のほうでは入口と出口を分けなければならないというような規定は設けておりません。

以上です。

○委員長（藤原正夫）　大久保委員。

○委員（大久保智勇）　分かりました。

こんなことあっちゃいけないんですけれども、仮に一番奥の家に火災とかそういうことが起きたときに入口、出口一緒だとちょっと救急車両入ったときとかを考えると別々のほうがいいなというふうに、前回、河野委員も何かそんなお話をされたと思うんですけれども、ちょっとそういったことも考慮していただければなというふうに思います。

業者さんにそういうご相談をしていただければということを希望します。

○委員長（藤原正夫）　要望ということで、希望します。

要望だそうです。一応答えますか。

小澤係長。

○建築開発係長（小澤俊和）　ありがとうございます。

今、お話しいただいたような袋小路になっているような道路につきましては、県や法令等を踏まえて安全性を考慮した計画で許可をするように努めてまいります。

以上です。

○委員長（藤原正夫）　よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫）　なければ、委員の質疑を終了します。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩　午後　２時４１分

再開　午後　２時４４分

○委員長（藤原正夫）　会議を再開します。

これより質疑に入ります。

現地の映像等を踏まえ、委員より質疑等がありましたらお願いをいたします。

何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫）　なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で市道路線認定について終わります。

引き続き、次第の４、その他に入ります。

委員より常任委員会関係でその他何かありましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫）　事務局より何かありましたらお願いをいたします。

圓谷書記。

○書記（圓谷孝宏）　事務局より１点ご連絡いたします。

まちづくり環境常任委員会の視察研修につきまして、10月19日から27日の期間で、現在、21日水曜日、22日木曜日をメインに静岡、愛知方面で日程調整を進めております。

正式に決定しましたら通知にてお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○委員長（藤原正夫）　お疲れさまです。

なければ、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちましてまちづくり環境常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会　午後　２時４６分